

介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度があります

仁多福祉会、よこた福祉会等が提供する介護保険サービスをご利用の方のうち、次の要件を満たす方は、利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）が軽減されますので、適用を受けたい方は必ず申請してください。

◆軽減の対象となるサービスの種類と費用

介護保険サービスの種類	軽減される費用
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護サービス費、食費、居住費
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護サービス費、食費、滞在費
通所介護（デイサービス）	介護サービス費、食費
訪問介護（ホームヘルプ）	介護サービス費

◆軽減を受けるための要件 市町村民税非課税世帯のうち、次の要件を全て満たす方

- ① 年間収入が150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）
- ② 預貯金等の額が350万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円加算）
- ③ 日常生活に供する資産（居住家屋等）以外に保有資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

◆申請場所 健康福祉課（役場仁多庁舎）又は 税務課（役場横田庁舎）

◆申請期間 随時受付（ただし、申請した月の初日から適用となります）

- ◆申請に必要なもの
- ①介護保険被保険者証
 - ②貯金通帳・有価証券（世帯員名義のもの全て）
 - ③年金額（年額）のわかるもの
 - ④印鑑
 - ⑤加入医療保険の被保険者

【お問い合わせ先】 健康福祉課 保険グループ
有線：31-5122 電話：54-2511

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新について

1. 75歳以上の方（65歳以上で広域連合が障がい認定した方を含む）が、現在お使いの被保険者証「クリーム（黄色）」は、令和元年7月31日までお使いいただけます。
2. 令和元年8月1日からお使いいただく被保険者証「水色」は、7月中にお渡しいたします。
3. 平成30年中の所得の状況等により、医療機関でご負担いただく割合が、8月から変更になることがあります。被保険者証に記載されている自己負担割合（「1割」または「3割」）をご確認ください。
4. 被保険者証のビニールカバーは7月にお送りする被保険者証に同封されていません。ご希望の方には健康福祉課の窓口で配布します。
5. 平成30年中の所得額等の確定に伴い、7月に令和元年度の保険料額に関する通知を送付しておりますのであわせてご確認ください。

【お問い合わせ先】 健康福祉課 保険グループ
有線：31-5123 電話：54-2511

国保の被保険者証が8月1日から変わります

令和元年8月1日からお使いいただく国民健康保険の被保険者証を、7月中旬頃から各加入世帯に簡易書留郵便で送付を開始しています。

新しい保険証は、うすい黄色です。詳しくは、被保険者証と一緒に送付する文書で確認ください。

【お問い合わせ先】 健康福祉課 保険グループ
有線：31-5124 電話：54-2511

国保コーナー 令和元年度国民健康保険税の年税額が決まりました

本年度の国民健康保険の税率・額が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

○一部の税率・額を引下げ

令和元年度の国民健康保険の税率・額が次のとおり決定しました。

本年度の保険税は後期高齢者支援金分（所得割・平等割）について引き下げました。

これは、①保有目安を超える基金額を計画的に取り崩し保険税を抑制すること、②参考とする県から示された市町村標準保険料率と比較し、上回っている税率・額を改定したこと、③下回っている税率・額は改定せず据え置いたことによるものです。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率・額	7.83%	28,300円	21,000円
	前年度比較	(同額)	(同額)	(同額)
後期高齢者支援金分	税率・額	2.44%	9,000円	6,730円
	前年度比較	(△0.21%)	(同額)	(△470円)
介護納付金分	税率・額	1.95%	8,500円	4,600円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)

※1【所得割】世帯のうち国保の被保険者に係る前年所得に応じた計算
※2【均等割】世帯のうち国保の被保険者数に応じた計算
※3【平等割】全世帯に平等に課税

○保険税の本算定について

今年の4月から6月までの間は前年度の賦課状況を基に仮に賦課額を算出した「仮算定期間」でした。今回、本年度の税率・額が決まり、また申告により確定した所得情報を基に、改めて各世帯の年税額の算定を行います。これを「本算定」といいます。7月以降はその確定額から仮算定期間分の税額を差し引き、残りの月数（9ヵ月）で割った額を月々納付して頂くこととなります。

なお、最高限度額は「医療分」が61万円になりました。

○税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減

世帯のうち国保の被保険者に係る前年総所得額（擬制世帯主の所得を含む）が下表に該当する場合、均等割と平等割をそれぞれの軽減割合に応じて減額します。

今年度も2割軽減と5割軽減の判定所得が見直されました。

軽減割合	世帯のうち国保の被保険者に係る前年総所得額〔擬制世帯主の所得を含む〕
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+28万円×〔被保険者数〕以下
2割軽減	33万円+51万円×〔被保険者数〕以下

②非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、2年度に限り前年の給与所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。（申告が必要です）

③一部負担金の減免制度について

災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払う一部負担金を減免する制度があります。（※ただし、国保税の未納がない方に限ります。）

○早期発見・早期治療で、医療費の抑制に努めましょう

国民健康保険の医療費は、国保税と公費（県支出金）等で賄われますが、この医療費の額が上昇していくと、国保の財政が圧迫されるため、税率・額の見直しが必要になります。

ジェネリック医薬品の利用や定期的に健診を受けるなど、被保険者一人ひとりが病気の早期発見、早期治療に心掛け、医療費の抑制に努めましょう。

■お問い合わせ先／ 資格関係…健康福祉課 有線31-5121 電話54-2511
税額関係…税務課 有線20-4102 電話52-2674